

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)による高齢者に対する紙おむつ及び介護用品の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2法によらない事務第17の項 南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)による高齢者に対する紙おむつ及び介護用品の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した <u>日常生活を営む</u> ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の <u>保健医療の向上</u> 及び <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、在宅において <u>介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が紙おむつ等を使用する場合</u> 、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減を図り、もって <u>在宅福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範	南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)
--------------	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)第5条・第6条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	紙おむつ・介護用品助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 口	南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第191号)第3条・別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--